

平成23年12月8日

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 中 村 一 堯 | 9 番 | 光 武 学 |
| 2 番 | 稲 富 雅 和 | 10 番 | 徳 村 博 紀 |
| 3 番 | 勝 屋 弘 貞 | 11 番 | 福 井 正 |
| 4 番 | 竹 下 勇 | 12 番 | 水 頭 喜 弘 |
| 5 番 | 角 田 一 美 | 13 番 | 橋 爪 敏 |
| 6 番 | 伊 東 茂 | 14 番 | 松 尾 征 子 |
| 7 番 | 松 尾 勝 利 | 15 番 | 橋 川 宏 彰 |
| 8 番 | 松 本 末 治 | 16 番 | 中 西 裕 司 |

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 谷 口 秀 男 |
| 局 長 補 佐 | 下 村 浩 信 |
| 管 理 係 長 | 西 村 正 久 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|----|
| 市 | 長 | 樋 | 口 | 久 | 俊 |
| 副 | 市長 | 北 | 村 | 和 | 博 |
| 教 | 育 | 小 | 野 | 原 | 利 |
| 総 | 務 | 藤 | 田 | 洋 | 一郎 |
| 市 | 民 | 迎 | | 和 | 泉 |
| 産 | 業 | 中 | 川 | | 宏 |
| 建 | 設 | 平 | 石 | 和 | 弘 |
| 会 | 計 | 中 | 村 | 博 | 之 |
| 管 | 理 | 打 | 上 | 俊 | 雄 |
| 兼 | 課 | 大 | 代 | 昌 | 浩 |
| 企 | 画 | 寺 | 山 | 靖 | 久 |
| 総 | 務 | 田 | 中 | 一 | 枝 |
| 課 | 長 | 中 | 村 | 和 | 典 |
| 財 | 政 | 橋 | 村 | | 勉 |
| 市 | 民 | 栗 | 林 | 雅 | 彦 |
| 課 | 長 | 森 | 田 | 利 | 明 |
| 兼 | 選 | 橋 | 口 | | 浩 |
| 管 | 理 | 有 | 森 | 滋 | 樹 |
| 委 | 員 | 森 | 田 | | 博 |
| 会 | 事 | 福 | 岡 | 俊 | 剛 |
| 務 | 局 | 松 | 本 | 理 | 一郎 |
| 長 | | 中 | 島 | | 剛 |
| 税 | 務 | 土 | 井 | 正 | 昭 |
| 課 | 長 | 中 | 村 | 信 | 昭 |
| 福 | 祉 | 松 | 浦 | | 勉 |
| 事 | 務 | 監 | 査 | 治 | 彦 |
| 務 | 所 | | 委 | | |
| 課 | 長 | | 員 | | |
| 保 | 險 | | | | |
| 健 | 康 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 農 | 林 | | | | |
| 水 | 産 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 農 | 林 | | | | |
| 水 | 産 | | | | |
| 課 | 参 | | | | |
| 事 | | | | | |
| 商 | 工 | | | | |
| 観 | 光 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| ま | ち | | | | |
| な | み | | | | |
| 建 | 設 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 環 | 境 | | | | |
| 下 | 水 | | | | |
| 道 | 課 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 水 | 道 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 教 | 育 | | | | |
| 次 | 長 | | | | |
| 兼 | 教 | | | | |
| 育 | 総 | | | | |
| 務 | 課 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 生 | 涯 | | | | |
| 学 | 習 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 兼 | 中 | | | | |
| 央 | 公 | | | | |
| 民 | 館 | | | | |
| 長 | | | | | |
| 同 | 和 | | | | |
| 対 | 策 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 兼 | 生 | | | | |
| 涯 | 学 | | | | |
| 習 | 課 | | | | |
| 参 | 事 | | | | |
| 農 | 業 | | | | |
| 委 | 員 | | | | |
| 会 | 事 | | | | |
| 務 | 局 | | | | |
| 長 | | | | | |
| 監 | 査 | | | | |
| 委 | 員 | | | | |

平成23年12月8日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 閉会中の継続審査議案
- 議案第41号 平成22年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第42号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第43号 平成22年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第44号 平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第45号 平成22年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第46号 平成22年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第47号 平成22年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第2 議案第50号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第51号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第52号 鹿島市スポーツ振興審議会条例及び鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第53号 鹿島市乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第59号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（中西裕司君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 閉会中の継続審査議案

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第 1. 議案第41号から議案第47号までの7議案について審議に入ります。

去る9月定例会において、決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託されました議案第41号から議案第47号までの平成22年に係る各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に付しております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成23年11月9日

鹿島市議会議長 中西裕司様

決算審査特別委員会
委員長 橋爪 敏

決算審査特別委員会審査報告書

平成23年9月22日の本会議において付託されました、議案第41号「平成22年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第42号「平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第43号「平成22年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第44号「平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第45号「平成22年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第46号「平成22年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第47号「平成22年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」の7議案については、11月7日に現地調査を、8日、9日の両日に審査、計3日間におたり委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果報告を求めます。決算審査特別委員長橋爪敏君。

○決算審査特別委員長（橋爪 敏君）

おはようございます。決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月定例会本会議において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております議案第41号から議案第47号までの7議案について、11月7日、8日、9日の3日間におたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

なお、7日の午後からは議案関係4カ所の現地調査を行いました。1カ所目が、森林整備加速化・林業再生事業、母ヶ浦の公民館。2カ所目が、漁港施設維持管理事業、七浦漁港防波堤改修工事。3カ所目が、辺地道路整備事業、中川内～広平線道路改良。4カ所目が、鹿

島小学校改築事業の4カ所を調査いたしました。

それでは、審査の経過及び結果について御報告いたします。

市長あいさつの後、財政課長より平成22年度の決算状況と主要施策の成果説明書により説明がありました。一般会計では、実質334,390,786円の黒字となっており、公共下水道事業は13,700千円の黒字、谷田工場用地造成・分譲事業は737千円の黒字、国民健康保険特別会計は51,202,877円の黒字となっております。老人保健は平成22年度末をもって廃止されており、収支はゼロとなっております。後期高齢者医療特別会計は727千円の黒字で、すべての会計で黒字という決算状況になっておるところでございます。

経常収支比率は87.6%で、対前年度4.8ポイント改善されており、この背景は、歳入については市税の減はあったものの、普通交付税が5.9%の増に伴い、主要一般財源が伸びたこと。歳出については、人件費が退職者に伴う退職金の増と、扶助費の増はあったものの、公債費の減、物件費の減に伴いまして、経常収支比率は改善となっております。

実質公債費比率は13.3%で、前年度より2.5ポイント改善されており、これは標準財政規模に占める起債の償還額、圃場整備等の償還助成、公共下水道、他会計一般事務組合関係の公債費に占める割合がどうなのかという指標であって、早期健全化率を25.0、財政再生基準の35.0を大幅に下回っている結果となっております。この指標については、18%を超えますと、起債の許可団体となりますが、平成21年度より下回っており、順調に推移をしております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律についての説明がありました。平成19年度決算からいろいろな指標が変わっており、各地方公共団体の財政を分けまして、健全な段階、財政の早期健全化、財政再生という3区分に分けて財政の指標を考える法改正がっております。健全化判断比率と呼ばれる4つの指標というものがありますが、実質赤字比率は一般会計のみが対象となり、連結実質赤字比率は一般会計に公営企業会計、国保、老人、後期高齢者、上水道、公共下水道、谷田工場団地造成・分譲事業を加えた範囲が対象となり、実質公債費比率は連結実質赤字比率に加えて、一部事務組合までの比率の算定になります。将来負担比率は、鹿島市では土地開発公社を含めたところまでが対象になるとの報告がありました。

次に、監査委員により、議案第41号から議案第47号までの7議案について、一括して決算審査の概要報告がありましたので、その概要を申し上げます。

審査に付された歳入歳出決算書及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数についても、関係諸帳簿、証拠書類と照合の結果、適正に表示されており、各会計とも適正に処理されているとの報告がありました。

平成22年度一般会計の歳入決算額は13,278,248,663円で、前年度比1.1%の増となっております。この主な要因は、繰入金75.2%の減、繰越金56.1%の減となったものの、地方交付税が5.8%の増、緊急雇用創出基金事業や、ふるさと雇用再生基金事業等に伴う県支出

金が23.1%の増、県営広域営農団地農道整備事業や鹿島小学校改築事業等に伴う市債が52%の増となったこと等によるものであります。

また、歳出決算額は12,866,701,877円で、前年度比0.3%の増となっており、この主な要因は、衛生費が34.5%の減、公債費が18.6%の減となったものの、民生費が24.4%の増、農林水産業費が2.2%の増、教育費が25.3%の増となったこと等によるものである。実質収支額は334,390,786円の黒字決算となっております。

次に、公共下水道事業特別会計については、収入済額936,324,535円で、使用料19,913円が不納欠損処分とされております。支出済額は934,954,535円、繰越明許費33,745千円で、不用額5,094,465円となっており、一般会計からの繰入金は497,810,398円で、前年度に比べ41,792,172円減少しております。

次に、谷田工場団地造成事業特別会計については、収入済額986,060円のうち、606千円は工場団地使用料、380,060円は繰越金であり、支出済額248,590円のほとんどが維持管理費用であります。未売却用地の中で、旭九州株式会社に対する貸付地を除いた残地1.7ヘクタールに対する企業誘致に今後も取り組まれます。

次に、国民健康保険特別会計については、歳入決算額は4,079,971,898円で、歳出決算額は4,028,769,021円となり、歳入歳出収支額において、51,202,877円の剰余金が生じた。この金額は全額国民健康保険基金に積み立てることとされております。

次に、老人保健特別会計については、平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、平成22年度は平成20年3月以前の診療分に対する精算業務が行われており、また、老人保健特別会計は平成23年3月31日で廃止となり、一般会計に引き継がれております。歳入決算額及び歳出決算額はともに1,515,387円で収支差額はゼロとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計については、歳入決算額338,529,304円、歳出決算額337,842,104円となっており、収支差し引きで727,200円の黒字決算となっております。

以上、監査委員からの報告がありました。

次に、委員会審査における質疑の主なものについて、以下概要を申し上げます。

質問 鹿島市の人口が減少している現状の中で、市税の収入が毎年減っていく。民生費が今後3倍ぐらいに膨れ上がる可能性があるが、鹿島市の予算をどのように確保していくのか。

答弁 そのときの税収、交付税等が不透明な部分があるが、経常的な経費を削減していくことで捻出した財源や、それでもカバーできない場合には、避けたいことであるが、基金を取り崩さねばならないと思う。

質問 職員メンタルヘルス対策事業の効果は。

答弁 職員のメンタルヘルス対策事業は、平成21年度から実施している。メンタルヘルスによる病気休暇については、平成18年ぐらいから大体横ばいになっている。カウンセ

リングで早期の予防、早期発見、メンタルヘルスでは、重要な対策である程度の効果があると考えている。

質問 ふるさと納税の状況はどのようになっているか。

答弁 ふるさと納税の納付の状況は、初年度が600千円、2年度が820千円、3年度が740千円という形で、740千円前後で推移をしている。

質問 鹿島小学校にテレビがなかったが、何か問題があったのか。

答弁 鹿島小学校の改築に当たり、現場と話をして、テレビの配置について話をした。現場の声として、各教室にモニターは必要ないということであった。インターネットでNHKの教育番組は録画できる。昨年から電子黒板を配置しており、鹿島小学校配置の電子黒板はテレビも見られる。

質問 ケーブルテレビの普及のためにどのような手だてをするのか。

答弁 基盤整備事業として、20年から21年、22年まで、総額180,000千円を投じてケーブル整備を行い、市内の99%をカバーしている。文字放送などの情報発信にも取り組んでいる。

質問 不法投棄の現状はどのような状況か。

答弁 鹿島市内で一番多いのが、横断林道沿いである。

質問 農業振興事業の後継者育成対策事業の参加内容、状況はどのようになっているのか。

答弁 新規就農者をふやそうということで、県の農林事務所、普及センター、JA、市と一緒にチャレンジ農業の新規就農者の研修会も含めて新たな参加者のセミナーを年1回行っている。参加人員は大体200名である。

質問 学校施設の耐震化の取り組みは、現在、22年度末での耐震化率はどのような状況か。

答弁 学校の耐震化は56年度以降の建築物について、耐震の審査をした結果、I s 値が0.6以下の部分について順次耐震化を図るようにしている。これまで東部中学校の技術棟、鹿島小学校の北棟の改築、鹿島小学校全体、3棟を改築して1棟を建てている。22年度末で耐震化率が、鹿島市の場合、60.9%となっている。今後、東部中学校の改築を再来年から2カ年で、その後、順次体育館、西部中学校の改築等をして、27年度には100%に持っていきたい。

質問 扶助費が10,200千円が不用額として上がっているが、その内容は。

答弁 これは生活保護費の扶助費です。生活保護費については、国の補助制度を活用し、需要額を最初予定する。医療費とか生活扶助費とかいろいろあるが、足りない場合があるので、多目の予算を組んでいるための不用額である。

質問 保育所入所委託費が、昨年832,280円、ことしが910,400円と委託料がふえている。

また園児数100名程度ふえているが、その原因は。

答弁 保育所入所委託費の増については、平成21年度と22年度を入園者数、入園児の数で

比較をすると、平成21年度がゼロ歳児が4月の当初30人、21年度の10月で71人。平成22年度が4月当初は37人、10月に106人。統計園児数が21年度は1,055人で、平成22年度が1,128人と、70人ほど増加している。社会情勢として就労のために、ゼロ歳児から保育園に出しておられると考えられる。

質問 通学路の空き家にスズメバチの巣があったり、山間部のスズメバチの巣がある場合の駆除はどこがするのか。

答弁 基本的に所有者もしくは管理者ですることになっている。

質問 不登校児の状況が改善されたとのことだが、どのように改善をされたのか。

答弁 小学校で平成19年から不登校が7名、平成20年が7名、平成21年が5名、平成22年が7名と、ほぼ横ばいである。中学校で平成19年度が37名、平成20年が28名、平成21年が20名、平成22年度が21名と、中学校はかなり減ってきている。緊急雇用等の人的な措置、学校現場にとって一番効果を上げているとの声を聞いている。

質問 今回が初めて手がけた予算の決算であるが、1年間振り返って予算運営、行政運営、市民とのつながりがどうだったのか。

答弁 自主財源がないことは予想どおりだった。お金がないとは言いたくない。お金がないときは知恵を出すと言っている。少なくとも前に足を運び出すことは皆さんと一緒にやりたい。

質問 メンタルヘルス対策事業、精神的な障害の原因は何か。職員体制、職員数に問題があるのではないか。

答弁 第2次行財政改革で、平成27年度に職員数を225名まで減少させる方針は変わらない。組織の見直しも含め、職員体制の見直しに取り組んでいる。

質問 固定資産評価事業について、固定資産の評価違いがあったことがあるか。

答弁 家屋の評価は市の職員が直接出向いて、1棟ごとに評価をする。土地は佐賀県不動産鑑定士協会に市内260カ所にポイントを設定し、周辺の動きをつぶさに調査している。今、御指摘の評価の間違いは3年ほど前に鹿島でも事例が見受けられている。審査を見直す機関に固定資産評価委員会があり、民間の審査委員を入れ、適正な評価がなされているのかどうか、再度検証をしている。

質問 法人市民税の今後の見通しは。

答弁 鹿島市内の法人市民税は大体2億円から3億円が今までの実績だった。昨年ぐらいから陰りの現象が見えている。昨年度は2億円の法人市民税だったが、23年度の見込みでは、約150,000千円程度まで落ち込むと危惧をしている。

質問 七浦漁港防波堤改修工事は不十分でないか。現状で台風等の被害に対応できないのではないか。

答弁 改修工事の主な目的は、この漁港が石積みの構造であり、波が高いときには、波に

洗われて石積みの崩壊のおそれがあった。このため、地元の漁協者から石積み補強の要望があった。石積みの表面をコンクリートで覆って石積みの保護を行った。今後、裏側をまたコンクリートで石積みの保護を行っていききたい。

質問 農作物の保全対策事業の中で、イノシシの駆除数、過去最高の449頭である。また捕獲頭数325頭とあるが、これは449頭のうち325頭なのか。

答弁 449頭ですけれども、これは狩猟期間外である。狩猟期間外が4月1日から10月31日までとなっており、その期間に捕獲された頭数である。325頭は4月から10月までの449頭のうち、6月から10月までに捕獲された頭数が325頭、4月から5月に捕獲された頭数は124頭と5月から10月までの325頭を足せば449頭という数字になる。

質問 誘致企業が2社、助成企業が3社、全部で5社あるが、予算が53,240千円という助成が22年度あっており、これに対して市税としての収入がどの程度あったのか、法人市民税はどうなっているのか。

答弁 誘致企業の2社の法人市民税の22年度末の合計が451,800円になっており、このほかに従業員の給与からの市税ということで、特別徴収による分が2,580,700円程度収入があつておる。

次に、特別会計の質疑の主なものを申し上げます。

質問 公共下水道事業の特別会計について、管理費74,673,603円のうち、汚泥板処理の産廃業者への支払い金額、東彼杵の原産業に7,336,126円、これが随意契約となっているが、毎年か、それとも単年度か。

答弁 汚泥処理の処分は、川棚の原産業と随意契約をし、処理をしてもらっている。単価は毎年度見積もりをもらい、見積もりも検討し、協議をしている。

質問 2系列目の処理施設の完成で、処理能力がどこまで引き上げられたのか。

答弁 1系列目の処理の能力は約2,700トン。2系列目の処理能力は3,500トンで、1日当たり6,200トンの浄化能力を持っている。

質問 今後、整備区域を拡大した場合、限界地はどこまでか。

答弁 現在、239ヘクタールで、水洗化率が約70%程度。今の認可面積が365ヘクタールまでであり、十分にまだまだ余裕がある。

質問 公共下水道の滞納分の徴収はどのようにしているか。

答弁 公共下水道料金の検針、収納は、水道課に業務委託している。滞納は停水などの処置を行っている。

質問 谷田工場団地の全体造成面積と残地面積は。

答弁 全体面積は13万981平方メートル、残地は1.7ヘクタールである。

以上、本委員会に付託されました議案第41号から議案第47号までの7議案は、質疑終了後、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（中西裕司君）

議案第41号から議案第47号までの7議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番松尾です。ただいま提案されております平成22年度の鹿島市一般会計、特別会計決算について、反対の態度を表明します。その中から41号と44号、46号について、反対の討論をしたいと思います。

平成22年度鹿島市一般会計決算認定について、まず討論いたします。

平成22年度予算は、民主政権になってからの初めての予算でした。多くの国民は政治を変えてほしいという願いで、自・公政権を退陣させて、民主政権を選択しました。そして発足時は民主政権として幾つかの政策には国民の願いにこたえるものもありましたが、長くせずして国民への裏切りが続き、ますます許せないものとなっています。特に、沖縄基地問題、TPP、消費税の増税、これらに今、国民の怒りは頂点に達していると言えるのではないのでしょうか。

さて、平成22年度といえば、3月11日に発生した大震災と原発事故の問題です。被災地の皆さんはもちろんですが、全国民を悲しみと不安にし、いまだにそれが続いている状態にあります。寒い季節になったというのに、被災地では、落ちついて住むところもない。不十分な仮設住宅や避難地で生活していらっしゃる皆さんのことを考えるたびに、胸が締めつけられる思いをします。このことはだれしもそうではないのでしょうか。特に、当時の菅政権は、震災、原発、いずれに対する対応も被災者の苦しみや要求にこたえて、当然やらなければならないことをやらずに、復興に逆行する多くの問題点が吹き出した、そういう状況だったと言われております。そのため、あの重要な時期に退陣に追い込まれる事態になったのは当然のことではなかったのでしょうか。今回の大震災と原発事故は、これまでの日本の政治の根本を見直し、考えるものになったのではないのでしょうか。特に原発に関しては、原発の危険性を訴え続けた日本共産党の意見を全く無視した安全神話が崩されました。多くの国民が原発ノーの声を上げることになりました。全国あちらこちらでこれまでになく多くの人が集まり、反対集会が開かれております。先月は博多で1万人集会がありました。私も参加をしましたが、実際は1万5,000人を超していたと言われております。さらに今回の災害においては、自治体とその職員の果たす役割というのが非常に鮮明になったのではないのでしょうか。

さて、22年の鹿島市の状況です。国の政治ではありませんが、これまでの桑原市政ではだめだという市民が樋口市長を鹿島に受け入れ、初めての予算づくりでした。財政難のことはわかっている、新しい市長が何とかしてくれるのではないかという市民の大きな期待があったのは事実です。確かに市は多くの借金を抱え、国・県の政治に関しても安定しない時期にあり、大変だったことはわかりますが、残念ながら期待に外れたという感じがします。それは余りにも期待が大きかったからかも知れません。もちろん、1年生ということもありますので、今後に大いに期待が持たれるものです。

さて、鹿島市民の多くが職がない、収入の激減など、経済的に厳しい状況が続いています。22年度の鹿島市の歳入決算は13,278,248,663円と、前年度より1.1%の増となっています。これは繰入金75.2%、繰越金56.1%の減となっている中で、地方交付税が5.8%の増、県支出金が23.1%増、また市債が52%という実態になっているということです。そのような中で、歳出決算は12,866,701,877円で、前年度の0.3%の増になっているようです。そして、334,390,786円の黒字決算となりました。私は年度の予算は基本的に年度内に市民のために十分に活用することが望ましいと思っておりますし、そのことは言い続けております。特に今日のように、市民の暮らしが大幅に落ち込んでいる時期です。もっと十分に市民の声にこたえるべきだったと思います。鹿島市は平成17年に策定した行革、つまり行財政改革計画を実施し、職員採用の抑制、事務事業の見直しや市民要求を無視した市政が行われてきました。このことで歳出を抑制して削減効果が出てきたと言います。また、市の借り入れ、つまり市債の残りも少なくなったというのは事実です。しかし、その間、市民の生活はこれまでになく落ち込みました。特に不況が続く中で職をなくす人、収入の激減、農漁業などの1次産業の不振、その影響による市内商店街の厳しい状態が続くなど、市民の大きな犠牲のもとに今日の財政運営があるわけです。市民にとって最も大変なのは、働く世代の人たちに仕事のないことです。県の事業で緊急雇用創出事業が取り組まれて、短期ではありますが、249名の人が雇用されました。しかし、仕事の内容を見れば、ほとんど特別の資格や技術を持った人の仕事が大部分です。私はそんなとき、鹿島市としても、例えば、公園の清掃や農家の支援などに市独自で雇用することを何度も提案しましたが、受け入れてもらえませんでした。これだけのお金を残すのなら、私は全部使えとは言いませんが、市が単独で雇用することもできたのではないのでしょうか。ちなみに、県の事業で249名の雇用に対し、164,000千円のお金が使われております。

さて、特に私はこのような中で、行政サービスが市民に十分行き渡るようにしなくてはいけない時期に職員を減らすということは許せないことだということを言い続けてきました。職員を減らすことは今も続いています。このことは職員の健康を害することにもなります。やはり市の職員は心身ともに健康であってこそ、市民の暮らしを守るために十分な仕事ができるわけですが、今のような状態では精神的にも安定できません。この数年でも心の病で休

暇をとった職員が数名いる状況。休みまでとらなくても厳しい状況で仕事をしている人もいます。心の病だけでなく、何らかの薬を手に仕事をという人も少なくありません。私は今回の決算審議でも、これ以上の職員減は許せないことを指摘しましたが、計画に従って、計画の225人まで減らすという考えが返ってきました。許せないことです。子、孫の代まで考えなくてはいけないこともあるでしょうが、今、生活している市民のことも大事だと思います。

さて、22年度は、一部国の制度によるものや市単独で評価する政策もありましたが、何といても私はいまだに改善されない同和事業について申し上げます。

鹿島市にある全日本同和会と部落解放同盟の2団体の活動費は100%市費により丸抱えで行われています。また、それだけではありません。活動費とは別に全日本同和会5世帯6人に2,158,308円、部落解放同盟2世帯3名に1,999,837円の同和団体補助金が出されています。絶対に許せないことです。ちなみに、補助金をもらっている団体というのはほかにもあります。例えば、原爆被爆者の会24千円、老人クラブ活動助成金として1,643,132円、手をつなぐ育成会に40千円、肢体不自由児父母の会24千円などです。このような団体の人たちはいろんな活動、研修大会に参加をしたりするときには、団体で活動資金を苦勞して工面されているのが現状です。差別を解消するための事業の取り組みが、逆に差別をつくり出すようなことが許されるのでしょうか。今のように多額の補助が出され続けることは、差別を固定させてしまうものだと私は思います。いまだに差別があると言われるが、言われるように差別があるとすれば、それをなくすために、今のやり方をやめ、市民的な協働により市民の理解のもとにしっかり取り組む、それしか前進の道はないと私は思います。既に国の特別措置法も失効していますし、同和事業には終止符を続けていくのが全国自治体の流れです。鹿島も今のような差別を続けるのではなく、市民の理解できる事業の取り組みに早く変えることを望みながら、今回の決算認定には反対をいたします。

次に、議案第44号、国民健康保険特別会計決算認定についてです。鹿島市では所得2,000千円以下の世帯が76%という状況になっています。このような中で、国保税が余りにも高過ぎると思います。低所得者層には幾重にも軽減措置があります。しかし、その部分に納められない世帯が多いということも問題だと思います。私はこれまでも一般財源から繰り入れてでも税の引き下げをすべきだと言いつつ続けておりますが、今回の決算状況を見ますと、国保会計は165,400千円の黒字を出しております。これだけの黒字が出るのであれば、すべてを使わなくても税の引き下げをやるべきだったと思います。特にこの黒字を生み出した要因は、赤字解消を図るために、19年から3年間にわたって税の値上げに取り組んだその結果です。まさに納税者の苦しい犠牲の上に今回の結果が出ているわけです。ちなみに、22年の国保加入世帯は4,751世帯。ですから、例えば、1世帯10千円引き下げたとして47,510千円、5千円引き下げたとしたら、約24,000千円あれば引き下げができることになります。また、滞納者に資格証明書の発行が行われておりますが、これをもらって窓口に行っても、100%医療

費を支払わなくてはいけないわけです。保険料が払えないのに、窓口で100%の医療費がどうして払えるのでしょうか。医療費が払えない、そのためにひどくなって病院にかかる、治療費も多くなるという現状もあります。ことしは昨年より収納率がアップをしています。これは資格証明書を発行した成果ではありません。担当者の人たちが時間外に夜遅くまででも出かけて収納に努力をされているからです。この努力はわかりますが、市民の中からは、やり方が余りにもひどい、そういう声も聞かれます。税が払えない人に病院にかかりにくいような資格証明書の発行については、国の制度があるといえども許すことのできないものです。医療費の抑制のため予防を重視する取り組みなどの評価はいたします。しかし、税を引き上げ、払いやすい国保税にすること、また資格証明書の発行をやめることを望んで、国保会計決算認定には反対をするものです。

次に、議案第46号、後期高齢者医療特別会計についてです。

75歳以上の高齢者と65歳から74歳までの一定の障害のある人が対象として始まった制度ですが、寝たきりであろうと、収入がない人も含めて、75歳以上のすべての人から保険料が徴収される制度、子供などサラリーマン家族の扶養で、直接保険料を支払わなかった人からも徴収される。月収15千円以上の収入の人は強制的に保険料が天引かれる。それ以外の人には直接払いということ。また保険料を払うというだけでなく、保険がきく医療費も制限されるという、まさに高齢者差別の制度です。当然、市民の皆さんの中の不満は大きいものです。政府民主政権は、野党時代にはこの制度の廃案を求めました。政権についた直後も廃案をすると言っておりましたが、現在、全く手がかからない状態です。国の制度だと言われるでしょうが、私は高齢者を差別するこの制度は最初から導入すべきでないということを訴え続けております。このような高齢者や障害者を差別するような制度は、直ちに廃案すべきだと考えます。もちろん、国の制度です。私も毎年政府に出かけ、この廃案の要求は続けています。市としても国に対して廃案を要求されることを願って、この決算認定には反対をいたします。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに討論ありませんか。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、41号から47号のうち、41号について意見を述べさせていただきます。

樋口市政の初年度のかじ取りの決算結果であります。私たち16名の議員、そして市民の方が注目する中、私たちは決算審査に臨みました。平成22年度決算内容として、歳入歳出差引額411,546,786円の黒字であり、翌年度繰り越し財源として77,156千円を含む黒字決算となっており、良好であります。ただ、経済状況の厳しさの中からあらわれてくる自主財源の大きな部分である市税が前年度よりも0.6%、17,519,637円の減少や震災支援への今後大幅な

予算導入などを考えますと、今後も地方交付税等の依存財源の減少は予想され、地方自治体としてさまざまな努力が必要であります。しかし、本市においては、財政基盤計画などの継続により、明るい効果が出ていることもわかっております。注視しなければならない主要財政指数である5つの項目、財政力指数、基準の1以下の0.426。そして、経済収支比率、標準値70から80%の中、87.6。経常一般財源比率、100を超える割合が高いほど一般財源に余裕があると言われていた中、102.9。公債費比率、これは一般財源10%以内というところがいいとされておりますが、10.3。そして、実質収支比率、3から5%が望ましい中、4.4%。非常にいい数字があらわれていると思っております。しかし、今後も行財政改革の取り組みと、少子化対策や人口増加への施策を積極的に取り組み、鹿島市が抱えている雇用問題や、そしてこれから行っていく観光戦略、そして6次産業の実現など、市、そして市民、そして議員も含め、すべてが協力をし合い、安心して住みやすいまちを構築していくことが必要かと思っております。私は次年度に向けて期待が持てる決算結果であったということであり、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに討論ありませんか。7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

私は議案第41号 平成22年度一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの伊東議員とダブるところもあるかと思いますが、平成22年度は樋口市政1年目の年でありました。市政運営の原点となる標語として、新風創造、連携と発掘という言葉が掲げられ、政策を進めるに当たっては、市民目線の発想、総力結集のアイデア、連携と競争による地域力の向上、歴史、伝統は先祖の埋蔵金という4つの観点を基本的な柱として取り組んでいくと思いを語られました。それを踏まえて、鹿島市の地域課題として、雇用の場の確保や中心市街地の活性化、あるいは道路整備など、10項目を具体的に示して、その地域課題に対応するため、新しい特産品づくりや定住対策、中心市街地開発など、7つのプロジェクトチームを立ち上げ、市の活性化を目指す決意を示されました。4年間の任期の1年目であり、例えば起承転結の起の状況であろうと思えます。補正を組みながら取り組まれてこられて、具体的には駅のバリアフリー化や観光客誘致など、道筋をつけてこられたと思えます。また、厳しい経済情勢の中、緊急雇用創出基金事業や、ふるさと雇用再生基金事業によって277名の雇用につながり、学校現場や福祉などの今まで手を入れてほしかったところへの支援の充実が図られ、また、この事業はその他あらゆるところで市の活性化につながっていると考えております。今後、正規の雇用につながっていくことを期待いたしているものでございます。

財政状況を見ても、歳入につきましては、厳しい経済情勢の中、市税が0.6%減少をいたしたり、国庫支出金も7.7%の減少がありましたけど、地方交付税が5.8%増加、県の支出金も22.7%の増加を見、歳入全体で昨年度比1.1%増の13,278,247千円の財源が確保されております。歳出につきましては、人件費が4.3%、これは退職手当も含まれますが、増加をいたしております。扶助費も21.7%の増加などありましたけど、財政基盤強化計画の実施などの取り組みによる職員採用の抑制、各種事務事業の見直しなどによって、歳出面の削減効果があらわれてきており、収支では繰り越すべき財源を含めて、411,547千円の黒字となっております。このような中で、市の積立金である財政調整基金は取り崩すことなく、財政調整基金に275,000千円、公共施設建設基金に430,000千円を積み増すことができていると評価をいたしております。財政指標につきましては、経常収支比率が87.6%と昨年比4.8%改善をされ、公共下水道などの公営企業や一部事務組合の公債費などを含めた実質公債費比率は前年より2.5ポイント改善をされております。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましても、いずれも黒字のため、昨年同様、比率はございません。将来負担比率も47.7%となっており、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。公債費も市債の繰り上げ償還や借りかえ起債事業の抑制などの効果もあって、堅実に減少していると思っております。

以上のように、いずれの財政指標も改善されており、今後の投資的事業等の実施に向けても準備ができていると認識をいたしております。

以上の理由により、議案第41号 平成22年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成をいたします。

○議長（中西裕司君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第41号 平成22年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第41号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第42号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第42号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第43号 平成22年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第43号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第44号 平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第44号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第45号 平成22年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第45号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第46号 平成22年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第46号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第47号 平成22年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第47号は提案のとおり認定されました。

しばらくお待ちください。

ここで10分程度休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

お諮りします。議案第50号から議案第59号までの10議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第50号から議案第59号までの10議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第50号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第2．議案第50号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

議案第50号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回提案いたしますのは、障害者自立支援法の一部改正等に伴い、条文の整備を行いたいので、提案するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、資料の1ページをお開きください。

主な改正内容は2点あります。

まず、この新旧対照表の1行目かぎ括弧の部分、【第1条による改正】ですが、この第2条では、この条例により公務災害補償の適用を受ける対象者の規定をしております。

一般の職員は、地方公務員災害補償法に基づき公務災害の補償がなされますが、この条例は、主に一般職以外の特別職の公務災害の補償に関する規定でございますが、特別職のうち消防団員につきましては例外で、これまで佐賀縣市町村消防団員等公務災害補償組合補償条例に基づき補償しておりましたけれども、組織の統合により消防団員等公務災害補償条例に移行したことによる改正でございます。

これは、佐賀縣市町村職員退職手当組合を初めとして6つの一部事務組合を、佐賀県町村会及び佐賀県町村議会議長会において事務処理を行ってございましたけれども、事務局体制の強化及び事務処理の効率化を図るため平成19年で解散し、翌4月から新たにこれらを統合した形で佐賀縣市町総合事務組合が設立されたことによるものでございます。

この新たな一部事務組合であります佐賀県市町総合事務組合におきまして、消防団員等公務災害補償条例が制定されたため、今回、改正をお願いするものでございます。

もう1点が、第10条の2の介護補償規定ですが、本文で介護補償を支給する場合、後段のただし書き以降、各号の部分は介護補償の支給を行わない場合を列記しておりますけれども、ここで第2号に引用しております障害者自立支援法の改正がございまして、法第5条に新たに項が加わったことにより、引用部分の第5条第12項を第13項に、同条第6項を第7項にそれぞれ1項繰り下げる改定を行うもので、この法律改正が平成23年10月からの施行の分でございます。

次に、1ページ下のほうから2ページにかけてでございますが、【第2条による改正】で、引き続きこの障害者自立支援法の改正で、平成24年4月1日から施行されるものにおきまして、今度は障害者自立支援法第5条の中で第8項が削られますので、今度は第13項を第12項に繰り上げる改正を行うものでございます。

以上のように、障害者自立支援法の一部改正において施行日が異なるために、附則において第1条による改正規定は公布の日から、第2条による改正規定は平成24年4月1日からというように2条による改正を行うものでございます。

結果的には、第10条の2第2号中の障害者自立支援法第5条第12項は一たん公布の日から第13項になり、そして平成24年4月1日にはもとの第12項に戻るというものでございます。

今回の改正は、いずれも関係法令の改正に伴う用語の整備を行うもので、内容そのものにつきましては従前と変わりございません。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第51号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第3．議案第51号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

議案第51号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

提案の理由は、地方税法の一部改正等に伴い、鹿島市税条例の関係する条文を改正したいので、この案を提出いたすものでございます。

今回の改正内容につきましては、別冊の議案説明資料の20ページから21ページのほうに取りまとめておりますので、ここで説明をいたしたいと思っております。

まず、20ページの大きな2番、改正の概要をごらんください。

今回の主な改正は、(1)から(6)までの6点でございます。

まず、(1)の過料の見直しについて説明をいたします。

大口・悪質の脱税の多発により、平成22年度に改正されました国税の罰則見直しに合わせまして、今回、地方税の罰則規定についても見直しが行われたところであります。

この過料についてでございますが、過料とは軽い違反について違反者に対して課せられる金銭罰の一種でありまして、過ち料とも言います。

それでは、アの改正内容についての内容でございますが、国税との均衡を図るため過料「3万円」を「10万円」に引き上げるものであります。

それでは、アの過料の改正に関する条文について申し上げます。

同じく説明資料の3ページから19ページまで新旧対照表をつけておりますので、これをごらんいただきたいと思います。

まず、3ページの上段の第26条第1項、それから2点目が5ページ下段の第36条の4第1項、それから改正の3点目、同じく5ページ下段の第53条の10第1項、それから4点目、7ページ上段の第65条第1項、それから5点目が第75条第1項と6点目が第88条第1項、それと最後に7ページ、8ページの125条第1項の部分、この7カ所が「3万円」から「10万円」に改正されたところであります。

また、20ページをごらんください。

(1)のイ、不申告に関する過料の新設について説明をいたします。

これまで、たばこ税及び特別土地保有税につきましては、不申告に関する過料の規定が設けられておりませんでした。今回、新たに新設されたところであります。

関係する条文につきましては、同じく新旧対照表7ページの下段の第100条の2が、たばこ税に係る過料でございます。それから8ページ中段の第131条の2、ここが特別土地保有税に係る過料でございます。以上、2カ所が創設されたところであります。

次に、20ページの(2)市民公益税制について説明をいたします。

この市民公益税制とは寄附税制とも言われておりまして、寄附文化のすそ野を広げ、地域において活動する新しい公共の担い手としての団体、いわゆるNPO法人等を税制面から支援する目的で拡充されたところであります。

この改正点でございますが、個人住民税における寄附金税額控除の適用下限額を、現行5千円を2千円に引き下げる改正で住民税の申告者にとっては有利な改正であります。

また、22ページのほうに資料をつけておりますが、7番のNPO法人に対する寄附金の②、ここに①以外のNPO法人のうち都道府県・市区町村が条例で指定したものを個人住民税の寄附金控除の対象とする改正につきましては、NPO法人の実態を把握し、条例指定につきましては慎重にされるべきとのことで、今回は見送ることといたしました。

御承知かと思いますが、鹿島市には現在13のNPO法人の登録がなされております。この市民公益税制にかかわる条文の改正につきましては、具体的な説明は省略いたしますので、20ページの(2)のア、イ、ウを御参照いただければと思います。

次に、20ページの(3)肉用牛の売却による事業所得の課税特例の期間延長について申し上げます。

肉用牛の売却に係る課税の特例は、肉用牛の増殖対策の一環として設けられているもので、農業を営む者がその飼育した肉用牛を家畜市場等の市場で売却した場合等における免税対象飼育牛に係る事業所得について、所得税及び個人住民税所得割を免除することとされているところであります。

この特例につきましては、租税特別措置法等で所要の改正が行われております。

今回の改正は、適用期限を平成24年度分までから平成27年度分までと適用期間を3年延長するものであります。

条例の内容につきましては、9ページの附則第8条を御参照いただきたいと思います。

鹿島市でこの肉用牛の免税特例を受けておられる方が、現在12名いらっしゃいます。この肉用牛の免税対象牛の制度は、昭和57年度に創設されたものでございます。

次に、21ページの(4)高齢者向け優良賃貸住宅である貸し家住宅の固定資産税の減額の適用を受けようとする者の手続の変更について説明をいたします。

高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正をされまして、サービスつき高齢者向け住宅である貸し家住宅——これは1つの要件が補助を受けて取得されたものとなっておりますが、改正日以後、平成25年3月31日までに、23ページにあります税制による支援措置の特例が適用されることとなりました。

申告する際に、根拠となる高齢者の居住の安定確保に関する法律の適用条文が、認定から登録に改正されたことに伴い、10、11ページの附則第10条の2第3項の一部を改正するものであります。

23ページをごらんください。

この資料につきましては、支援措置の概要ということで直接市税に関係する部分につきましては、中段の固定資産税でございます。

この要件といたしましては、1戸当たり30平米、戸数要件として5戸以上、それからこの分の建設に至った場合について5年間、固定資産税額を3分の2に軽減をするという措置でございます。

補助の受給要件につきましては、先ほど申し上げましたように、国または地方公共団体から建設費補助を受けていることという条件がございます。この例について、下段のほうに表で示されておりますが、減税例ということで戸数30戸の建物を建てられて、敷地等も取得されて、それに係る固定資産税が2,270千円でございますが、この特例を受けると760千円であるという措置でございます。その差額が1,510千円メリットがあるというふうな措置でございます。

それから次に、21ページの(5)東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例の新設についての説明でございますが、住宅借入金と特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により滅失するなど居住の用に供することができなくなった場合においても、当該住宅の残りの控除対象期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用できるということになっております。

16ページの、これは附則第23条のほうに内容を書いておりますが、現在のところ、鹿島市にはこの該当者はおられないようでございます。

それから次に、(6)その他の改正事項でございますが、アとしまして地方自治法の一部改正に伴う地方開発事業団の廃止ということで、これは6ページの第54条第6項の部分でございます。

それから、イの上位法令の改正に伴う整備というのがございますが、これは5ページの第36条の3第2項と6ページの第61条第9項及び6ページ、7ページの第10項でございます。

それから、ウの語句の整備につきましては、5ページの第36条の4第1項の部分でございます。

それから、最後に施行日でございますが、公布の日からということで、次の分を除くということで(1)の過料につきましては、公布の日から2カ月を経過した日ということになっております。それから(5)の震災特例でございますが、平成24年1月1日からということになっております。それから(3)の肉用牛の特例につきましては、平成25年1月1日からの施行ということになっております。

条例改正の概要について説明をいたしました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番です。ただいま御説明をいただきました中で、固定資産税の免除、減税の問題で高齢者住宅の問題が出ましたけれども、これで補助受給要件としてサービスつき高齢者向け住宅ということですが、具体的にどういうものなんでしょうか。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

このサービスつき高齢者住宅ということで、通常、ケアハウスということで鹿島市内にもそういう設置はございますが、ここにありますように要件といたしまして、国または地方公共団体から建設費の補助を受けている施設ということになっておりますので、今ここら辺については調査中でございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の状況の中で高齢者住宅の必要性というのは、いつも私も申し上げておりますが、本来ならば市が独自でそういう対応をするのが本当だと思いますが、こういう制度がある中で、例えばこれによりますと、国または地方団体から高齢者住宅をつくるために補助金をいただいたところだということですがね、例えばそうでなくて、これは対象は5戸ぐらいからもういいわけで、一般の例えば不動産屋さんとかその他高齢者住宅を建設しようかと、高齢者向けの貸し住宅をしようかという人たちは、国、県からの補助金がないと受けられないということになるわけですが、本来ならばそういう人たちに対してもこういう制度ができれば、やっぱり対応するというのが私は必要になってくるんじゃないかと思いますが、これは今、国の制度でそういうようなのがあればそうですが、そういうことは考えられないんでしょうかね、市独自でもそういう対応ができるかというような。高齢者住宅をですよ、個人的に、5戸以上なら5戸以上でもいいですが、そういう目的で建てられるという、こういう大きなところには固定資産税だとかいろんな優遇措置があっても、一般の人には同じような目的でやってもできないと。もちろんサービスまではつきませんがね、個々の住宅ということになりますと。そういうことは考えられないんですかね。わかりませんか、意味。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えいたします。

今回の新しい支援措置は、これはもう税制上の特別措置でございますので、今、議員から質問がありました内容については、また協議をいたしたいと思っております。

それからこの要件の中に、先ほど申し上げておりませんでした、賃貸借契約によるものに限るという限定がございますので、この辺についても今後調査をして進めたいと思っております。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私も、高齢者住宅というのが非常に迫られている状況の中で、そういう制度があって、例えば減税措置とかあれば、例えば不動産屋さんとかなんかが住宅を高齢者向けという目的で手をつけていただければ、それなりの効果が出るんじゃないかという気持ちもありまして、今、質問したわけです。

特に、これを見ますと、1戸当たり建設費が9,000千円と非常に高級ですよ。例えば、私はいつか不動産屋さん、高齢者が1人で住めるような住宅を建てるとしたらどれくらいでできるかと聞いたとき、二、三百万円でもできるよというようなお答えをいただいたことがあります。それは、もういろんな問題があると思いますがね。

それはそれとしまして、せっかくこういうのがあれば、高齢者住宅をより民間の人で一般的にも手がけていただくためにそういう税の取り扱いを今後考えていただくということになれば、民間でも進んでいくんじゃないかなということでお尋ねをいたしました。

これについては、これで終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。1番議員中村一堯君。

○1番（中村一堯君）

1番議員中村です。過料の見直しについて質問をさせていただきます。

過料が30千円から100千円に改正されるということで、罰則の見直しでどれぐらいの、この脱税の多発によりということで脱税がなくなるとかですね、そういうことが見込まれるのでしょうか。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えいたします。

今回、この過料の見直しにつきましては、昨年、国税の改正が行われたということで、市の条例も今回改正するわけですが、積極的な状況は生まれまいだろうということで見込んでおります。現に、今、国民健康保険税の資格喪失等のおくれに対してですね、過料という制度を設けておりますが、これも月に数件あるかないかぐらいですもんね。

それで、今回のこの過料の見直しについては、市税については特別、効果というのは出てこないんじゃないかということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

効果が見込めないということだったんですけど、国の改正によって国は脱税とかは減ったんでしょうか。もう鹿島市で変えるんだったら見込めないということに変える意味というのはあるのか、ちょっと説明してください。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

国の状況については把握をいたしておりませんが、鹿島市が今回、この見直しをするということについて効果がないという言い方を申し上げましたが、実際、条例上の整備はいたしますが、最初申し上げましたように、これを表に出しながら積極的にするということは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

市税の歳入の中で、市税の分で約半分の14億円が固定資産税ということですね、固定資産税の未回収の分をもっとふやすとか、例えば、市税の中でも未回収の額が大きいところをふやすような、そういう条例であったりそういう新しい取り組みであったり、そういうことをこれからしていただきたいというふうには思ひます。

また、詳しいことは一般質問でもさせていただくと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（中西裕司君）

答弁を求めますか。（「答弁は要らないです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。8 番議員松本末治君。

○ 8 番（松本末治君）

8番松本です。(3)肉用牛の売却による事業所得の課税特例の期間延長についてであります。

ありがたいことだと賛成をいたしますけれど、少しだけ質問をいたしたいと思います。

昭和57年創設をされ、12名、市内に関係者があられるということですが、肥育牛農家対象、今、全員なのかお尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

松本議員にお答えをいたします。

先ほど説明の中で12戸いらっしゃるということで申し上げたわけですが、この方々は住民税の申告にかかわる方、いわゆる法人の申告者を除くということになります。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○ 8 番（松本末治君）

わかりました。それでは、法人化していない肥育牛農家ですと、頭数に制限というのはいわけですかね。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えいたします。

今回の市税条例の中での改正は行っておりませんが、上位法の国の税制改正の中で、これまでは年間2,000頭という限定がございましたが、今年度1,500頭に引き下げがなされております。

それで、簡単に申し上げますと、期間が今度3年間延長されたわけですが、年間1,500頭以下の販売頭数については免税扱いになるということになります。それで、もし1,500頭を超えた分については、これは課税対象になるという考え方になります。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○ 8 番（松本末治君）

ありがとうございました。それでは関連で済みませんが、今、市内で酪農家というのは、多分おられないじゃないかと思っております。

昭和57年ごろといいますと、思い出しますと、多分、酪農家も数十戸ぐらいあったんじゃない

なかるうかと思えますけれど、酪農家に対するそういうふうな免税措置というのは過去において、また現在においてどういうふうな状況なのか、関連で済みませんが、お尋ねします。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えいたします。

酪農家の方については、こういった免税措置はないようでございます。

従来、税務課のほうで住民税の申告等を受け付けておりますが、それはそれで申告がなされておりますので、とりたててこういった特別措置はないようでございます。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

もう1つ、関連で申しわけありませんけれど、さっきの中村議員じゃありませんけれど、一般質問でもよかわけですが、現在、荒廃園等がふえておる中で繁殖牛のモデル園というような対応もとってもらっているわけですけれども、繁殖牛をふやすということが必要じゃないかというふうな、今、環境にあるような状況であります。

例えば、今後、繁殖牛を昔のように各農家で1頭なり2頭なり飼育をして、そして荒廃園対策を、放牧をするというふうな形で対応できればというふうな思いで今度一般質問をしたいと思っておりますけれど、繁殖牛に対するこういう免税措置とかというのはないのかお尋ねいたします。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えいたします。

これまで、定義的には肉用牛の売却に係るということの特例措置でございますので、繁殖牛とか酪農とかそういった分野については、私たちの勉強不足かわかりませんが、そういった特別措置はないようでございます。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

今、市内には繁殖農家のほうが多分多いんじゃないかと思っておりますので、できれば繁殖牛、子牛ですね、素牛ということになりますけれど、その辺での対応もぜひ、市長のもと、そういう関係におられましたので、税務課長としてその辺も優遇措置ができないか鹿

島市でぜひお願いを、研究をしていただきたいと思います。

これで終わりたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第4. 議案第52号 鹿島市スポーツ振興審議会条例及び鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

議案第52号 鹿島市スポーツ振興審議会条例及び鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案書は11ページから、議案説明資料は24ページからになります。

今回の改正は、鹿島市スポーツ振興審議会条例及び鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例とありますように、第1条による改正で鹿島市スポーツ振興審議会条例の一部改正を行い、第2条による改正で鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部の改正を行うもので、2つの条例を改正するものであります。

議案書は11ページからですが、まず議案説明資料で説明をいたします。

議案説明資料の25ページをお願いいたします。

今回の条例の改正理由ですが、スポーツ振興法の全部を改正するスポーツ基本法が

平成23年6月24日に公布され、平成23年8月24日に施行されたことにより、旧法のスポーツ振興を引用している鹿島市の条例について条文の整備が必要となったことが改正の理由であります。

改正の概要は、スポーツ基本法では「スポーツ振興審議会」と「体育指導員」の名称がそれぞれ「スポーツ推進審議会」と「スポーツ推進委員」に改正をされたため、鹿島市の条例の条文の中の名称をそれぞれ改めるものであります。

なお、経過措置としまして、現在、改正前の委員である者は改正後も任命されたものとみなし、任期は残任期間といたします。また、現在、改正前の審議会の会長または副会長である者は、改正後も委員の互選により定められたものとみなします。また、現在、改正前のスポーツ振興法の規定により委嘱されている体育指導員は、改正後のスポーツ基本法により委嘱されたスポーツ推進委員とみなすこととなります。

施行日は公布の日といたします。

参考までに、スポーツ基本法と旧法のスポーツ振興法との相違点について説明をいたします。

従前のスポーツ振興法が東京オリンピック、昭和39年に開催をされておりますが、これを控えて昭和36年に制定をされ、施設整備等のハード面に主眼が置かれていたのに対しまして、スポーツ基本法では、前文で「スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ことをうたい、また、第3条では「スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する」ことを国の責務として位置づけるなど、スポーツ施策を国家戦略として位置づけているのが特徴でありまして、スポーツ振興法の制定から50年が経過をし、スポーツをめぐる状況が大きく変化したことに伴いまして、スポーツ推進のための基本的な法律としてスポーツ基本法が成立したものであります。

議案説明資料の24ページをお願いいたします。

新旧対照表で、【第1条による改正】の鹿島市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の改正点を御確認いただきたいと思っております。

アンダーラインの部分が改正になります。スポーツ振興法第18条第2項に規定されていた市町村のスポーツ振興審議会に関する設置根拠が、スポーツ基本法では第31条においてスポーツ推進審議会として位置づけられたことから、鹿島市スポーツ振興審議会条例について改正が必要となります。

改正が必要な点として、まず機関の名称を「スポーツ振興審議会」から「スポーツ推進審議会」に改め、設置の根拠規定をスポーツ振興法の該当条項からスポーツ基本法の該当条項に改めます。

「スポーツの振興」という表現を「スポーツの推進」に改めます。

それから、スポーツ振興法ではスポーツ振興計画の策定手続として法第4条第4項におい

てスポーツ振興審議会等への意見聴取が想定されていましたが、スポーツ基本法では自治体への義務づけ見直しの観点から削除をされました。

そういったことで、地方スポーツ推進計画が規定されております。これがスポーツ推進計画に関することを審議会の所掌事務の第2条の1号に追加をいたします。これに伴いまして号が1つずつ繰り下がることになります。

それから、第2条による改正ですけれども、議案書の12ページをお願いいたします。議案書のほうです。

その中ほどより下のほうで御確認をいただきます。第2条 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正するものということで、これは条例の別表第1の中の「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に、「体育指導員」を「スポーツ推進委員」にそれぞれ名称を改めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 鹿島市スポーツ振興審議会条例及び鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（中西裕司君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第5 議案第53号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第5．議案第53号 鹿島市乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

それでは、私のほうから議案第53号 鹿島市乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書14ページをごらんください。

今回、乳幼児の医療費助成に関する助成内容及び方法並びに児童の医療費助成の内容を変更したいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、説明資料で御説明いたしますので、定例会議案説明資料の30ページをごらんください。

今回の改正の理由は、現行では3歳未満の医療費助成については、県内各市町とも同一の制度として実施され、それ以外の部分については各市町の制度で行われてきました。

その県内制度につきまして、保護者の手続負担を軽減するため、平成24年4月1日から乳幼児の医療費の年齢を就学前までにするとともに自己負担額を見直し、県内各市町が同一の制度の導入を目指しています。また、第五次鹿島市総合計画の中の児童・子育て支援充実のため、当市の独自制度、児童の医療費助成について拡大を図るものでございます。

改正の概要につきましては、現在、3歳未満の第1号助成対象者は、病院にかかれば1レセプト当たり窓口で300円支払えば診療が終了いたします。この方法を現物給付制度といいます。また、3歳以上就学未満の第2号助成対象者は、一たん病院の窓口で受診料の2割分を支払っていただき、その2割分を福祉事務所に請求すれば負担金の500円を除く分が還付されます。この方法を償還払いといいます。

これが、今回の制度改正により、ゼロ歳から就学未満まで、病院の窓口で通院は1回当たり500円を上限とし、月2回まで負担金を支払えば3回目からは無料となり、また入院は1回当たり1千円を支払えば終了いたします。この改正によって、ゼロ歳から就学未満の乳幼児を持たれている親御さんは窓口で一部負担金のみで支払いで済むことになります。

さらに、第五次鹿島市総合計画の中の定住対策で児童・子育て支援充実のため、小学生の通院について拡大をお願いするものでございます。

内容は、償還払いで500円の自己負担金を除く分を還付する制度でございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日とし、改正前の3歳以上就学未満の医療費の助成については、改正前の条例に基づき、施行後1年間、償還払いの申請により助成する経過措置を設けるものとするものでございます。

続きまして、条例について説明いたします。

説明資料の26ページをお開きください。

新旧対照表で御説明いたします。

まず、題名を「鹿島市乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例」を「鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例」に変更するものでございます。この変更は、県下全市町の申し合わせによるものでございます。

第1条は、題名変更によるものでございます。

第2条は、第1号で乳幼児及び児童を区分けし、2号から6号はその条項整理でございます。

第3条第1項は、題名変更による変更でございます。第2項は、第2条第1号の変更により助成対象者の変更でございます。

第4条の助成の内容は、先ほどの説明のとおりでございます。

第6条の助成期間につきましては、第3条助成対象者及び第4条の助成の内容のところで表現しておりますので、今回削除するものでございます。

以下、第6条から第10条までは条項整理でございます。

また、附則におきまして、今回、題名変更によって鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例及び鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例を一部改正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

6番議員の伊東です。本議会前の委員会の中でも私は質問をしたわけですが、非常にこの今回の改正の中で実質値上げじゃないかと私はどうしても考えざるを得ません。

現行の3歳未満、月300円でよかったもの、それも現物給付でした。これが改正後、現物給付は変わりませんが、月2回までですよ、2回もし通った場合は500円ずつ払わなければならないと。で、そのほかの小学生、中学生、また3歳以上の就学未満、これはいい方向だとは思いますが、この部分、3歳未満についてがどうしても私は納得がいきません。

ここでお聞きいたしますが、現在、3歳未満児が病気にかかったとき、いろんな病気があると思います。熱が出たり風邪を引いたり、保育園、幼稚園等で時々流行する手足口病あたり、いろんな病気があります。3歳児未満が、病院にもし一番最初かかってから、そこで診察を受けてから平均どのくらいの回数、病院にその1つの病気を通うのか、そういうふうなのは調べていらっしゃいますか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

個人ごとの受診回数については調べておりません。1回当たりの医療費の分については調べております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

1回当たりの治療費は調べていると。じゃそれをお答えいただき、そしてこの300円から500円に自己負担金が上がった場合、どのようになっていくのか試算はされていますか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

1回当たりの受診の料金は、大体1,800円程度という試算をしております。

それともう1つ、この値上げに基づきましての経費の分ですけれども、自己負担分の上がる分での試算ですけれども、約5,000千円程度ということで計算をいたしております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今、御答弁の中で、この制度が新しい制度になった場合、5,000千円程度、医療費助成が増加するという御説明だったと思いますが。（発言する者あり）違いますか。減額になるということですね。収入が減額になるということですね。少なくなるということですか。（「市民が出す分」と呼ぶ者あり）市民が出す分が5,000千円……。

（「一般財源です」と呼ぶ者あり）

○議長（中西裕司君）

よろしいですか。

○6番（伊東 茂君）続

そうでしょう。一般財源が減るんでしょう。

○議長（中西裕司君）

6番議員に申し上げます。質問の内容を確かめてください。

○6番（伊東 茂君）続

はい。私が聞きたいのは、この新しい改正後になって、医療費助成費、市が出す分ですね、この分がふえるか減るかというところを聞いております。もう一回、じゃ御答弁をお願いし

ます。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

試算で申し上げますと、今回の改正に基づく試算ですけれども、医療費の助成額といたしましては75,000千円程度を予定しております。それと、追加の分で小学校の通院費を約26,000千円程度の予算化をお願いするつもりでおります。合計の約1億円の予算化というふうなことで予定をしております。

で、今回、300円から500円等に上がります。その分での一般財源の持ち出し分は約5,000千円程度減額になると。

ただし、これは3歳以上から就学未満のお子さんについては県の助成事業が実施されますので、差し引きすれば24,000千円程度の一般財源の持ち出しというふうな試算をしております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございました。ここの改正理由の中に、県内各市町村が同一の制度の導入を目指しているというふうになっております。これが、県内の各市町村が合意形成できなかつたらどうなるのでしょうか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えいたします。

現在、10市10町で同じ歩調を合わせながら、この条例改正へということで実施の予定で条例改正を行っているところです。

それが一つでも否決されればどうなるかということですが、一つでも否決されれば、これ、全体が崩れるということで理解していただければと思います。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

県内の各市町村の合意が得ることができなければ、これは導入ができないということですが、もし今回、どこかの市町村が否決になった場合、この改正の条例の一部を改正するのは

今後も引き続き、また継続で出てくるのでしょうか。どう思われますか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

その分については、今のところ予測ですけれども、また県下一斉の打ち合わせ調整がありながら、どんな方法になるのか、また再度検討するという日程が組まれるものと思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

この条例改正については、10市10町の課長会で協議をなされていると聞いておりますが、その内容と今後、その方向性として同じ方向を各10市10町は向いているのか、そこのあたりをお聞かせください。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

10市10町の内容ですけれども、いろんな意見があっております。確かに、議員が申されるように、3歳未満の分のこととか、それと3歳以上から6歳未満、就学未満のお子さんについては市町村役場に行く煩わしさが解消されるとか、そういったいろんな御意見等がありましたので、そこら辺の集約の結果がきょうの提案ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。じゃ、最後にお聞きします。

この改正理由の最後のところに、当市の独自制度、児童の医療費助成について拡大を図りたい。この中のどの部分がどれだけの金額が拡大に当たるのか。最後の質問としてお聞きをいたします。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

拡大の分のお尋ねですけれども、今回の拡大については従来、小学生と中学生は入院のみ

の助成でした。それを今回の改正に伴いまして、小学校全体の通院費の拡大ということと、あとその分についての予算については、先ほど申し上げましたように、26,000千円程度を予定しているということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

4番議員の竹下でございます。内容についてということではないんですけども、この条例改正について、ちょっとお尋ねをいたします。

先ほど今の協議中のところが、一つでも欠ければ県の制度としては成り立っていかんというふうなお話でありました。

ただ、この条例はこの後、採決がされて、鹿島市の場合、通った場合ですね、附則を見よっても来年の4月1日になればこの条例は生きてくると。施行日が4月1日になっていますので生きてくると。県全体の話が流れた場合に、鹿島市はこの改正後の案で、鹿島市独自でいくと。市の単費でもこれをやっていくというような条例の提案なんではないでしょうか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

今のところは、前提はもう県内同一歩調で可決をされるというふうなことで、前提でもっての動きということで御理解いただければと思います。

○議長（中西裕司君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

前提はそういうことではあるけれども、崩れるというおそれがある場合には、附則か何かでこれが県全体で整った場合に施行するとかいうような逃げ方は、条例上しておかなくても大丈夫なんではないでしょうか。

○議長（中西裕司君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたしたいと思います。

おおむねですね、先ほど福祉の所長が申し上げたとおりなんですけど、実は今回12月議会で20市町が提案をいたします。もし万が一、どこか1つ欠けた場合は、もう一回3月議会というのもございますので、その辺を見るような形になるかと思いますが、当然、県の予算関係もございますので、県も12月議会で可決をすること、これが出てくるかと思いますが。

そういうことを含めて、私たちも万が一ということを考えないわけじゃないんですが、それは通るものということで想定をして進めていきたいということで、全体の申し合わせといますか、全市町はそういう気持ちで進めるということでの話になっております。

ですから、確かに万が一ということは考えられないわけじゃございませんが、通していただくものということで全市町が取り組むということで申し合わせをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

それでは、この条例につきましては、県内、足並みがそろえばこれで行くし、足並みがそろわなかった場合には3月に再度、一部改正の条例改正でもとに戻すというようなことになるんですね。

先ほどの話では、全体計画で1億円、市単費で25,000千円ということですので、大きな市費負担があります。考え方としては、県の制度に乗ってやりたいというようなことでのよろしゅうございますか。最後、答弁、お願いいたします。

○議長（中西裕司君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

ただいまのように考えていただいて結構だと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第53号 鹿島市乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第53号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第6．議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

それでは、議案第58号について説明をいたします。

議案書は22ページ、別冊の議案説明書は44ページでございます。

まず、議案書の22ページより御説明をいたします。

議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定により、広平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を下記のとおり変更したいので、議会の議決をお願いするものでございます。

広平辺地につきましては、本計画に基づき、平成8年度から市道中川内～広平線の整備事業を行っているものでございます。

22ページの中ほどにより、変更点の御確認をお願いいたします。

従前の計画では、平成8年度から平成23年度までの16年間において事業費1,350,000千円で行っておりました。変更後は、計画期間を7年間延長し、平成8年度から平成30年度までの23年度とし、事業費を6億円増額し、事業費総額を1,950,000千円として事業を推進するものでございます。

それでは、別冊議案説明資料44ページにより説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

44ページの大きな1番、計画を変更する理由でございますが、市道中川内～広平線につきましては、計画どおりですね、順調に進行しております。

が、一部、未整備区間が残っておりますので、路線区域を延長して整備を行いたいので、計画の一部を変更するものでございます。

大きな2番、3番につきましては、後ほど説明をいたします。

本計画である辺地総合整備計画を定めた市町村に対しては、国より財政上の支援が行われます。計画に基づいて公共的施設等の整備を行った場合、辺地対策事業債、いわゆる辺地債の起債が認められます。辺地債は充当率100%、元利償還金の80%は普通交付税の基準財政需要額で算入される、非常に有利な財源でございます。

辺地の要件というのは、一般的には面積が5平方キロメートル以内で人口が50人以上というふうになっています。へんぴな程度をあらわす辺地度点数というのが、100点以上というのが要件となっております。

広平辺地の現在の状況でございますが、面積は0.7平方キロメートル、人口は57人、辺地度は156点でございます。

平成8年度より計画を始め、最終的に2回の変更を行い、平成30年度までの合計23年度の計画といたすものでございます。

45ページは、関係法律の抜粋を載せておりますので、御参考にごらんください。

46ページにより事業の内容の御確認をお願いいたします。

46ページは平面図でございます。

変更後の総延長が、一番上の欄ですが、4,450メートル、総事業費1,950,000千円というふうになります。

今回延長をいたしますのは、金原から中川内までの延長1,600メートル、事業費6億円ということになります。

47ページには、事業の年度間の計画の内訳でございます。変更前と変更後を載せておりますので、御参考までにごらんください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

8番松本です。1つだけお尋ねをいたします。

辺地の要件というところで、「人口が計画策定を定める日の属する年度の初日において50人以上」であり」というところがありますけれども、この計画策定を定める日というのは24年4月1日ということでしょうか。人口57人ですから、かなり高齢者が多いと思います。その辺、せっかく策定して人口が減ったということにならんようなことが必要だと思っておりますので、お尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

お答えいたします。

その計画を定める年度ですので、本年度平成23年度の4月1日の人口でございますので、現在のところ、その時点では57人を確保しておりますので、万一、人口が減った場合でもですね、この事業は推進できるということになります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

そしたら、条件が整っておるということで事業策定をしたということですね。はい、あり

がとうございます。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第7. 議案第59号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

議案第59号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定について御説明をいたします。

議案書の24ページと議案説明資料の48ページで説明をさせていただきます。

最初に、議案書の24ページをお開きください。

鹿島市自然の館につきましては、能古見地区振興会の指定管理者として、平成16年7月1日から平成24年3月31日まで指定をいたしておりましたが、引き続き指定管理者として選定をし、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5カ年間の管理運営を委託したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を必要といたしますので、この案を提案するものでございます。

それでは、議案説明資料の48ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称ですけれども、鹿島市自然の館でございます。

所在地が、鹿島市大字山浦丙3871番地88で平谷でございます。

施設の目的ですけれども、市民が自然と触れ合いの中で、森林の機能及び林業の役割につ

いて学習する機会を提供することにより、地域間交流の促進を図り、もって林業及び地域の振興を図るものでございます。

管理の主な業務の範囲は7つございまして、まず自然の館の利用の許可に関する業務、次に利用に係る料金の徴収及び利用料金の還付に関する業務、3番目といたしまして施設及び設備の維持管理に関する業務、4番目といたしまして施設の開館、閉館及び当直等に関する業務、5番目といたしまして利用者の受付、研修、宿泊及び食事の提供等に関する業務、6番目といたしまして自然の館を利用した地域の振興に関する業務、最後に上記に掲げるもののほか、自然の館に関する業務のうち、市長が必要と認める業務となっております。

次に、指定の方法及び指定管理者の候補となる団体でございますけれども、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募による選定をいたしたところでございます。

公募の経過を申し上げます。

広報かしま7月1日号で公募を行いまして、7月1日から7月21日に5団体に募集要領を配付いたしまして、7月22日の説明会には4団体が出席をされた状況でございます。

最終的に、指定管理者の指定の申請をされたのは、鹿島市大字山浦甲2151番地の能古見地区振興会だけでございました。

能古見地区振興会は、これまでの実績から鹿島市自然の館設置条例第1条の設置目的に基づいた運営を行う団体に該当いたしまして、指定管理者の選定基準を満たしているために指定管理者の候補者として選定をいたしたところでございます。

次に、指定の期間ですけれども、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5カ年です。

続きまして、過去の指定管理の状況ですけれども、第1期が平成16年7月1日から平成19年3月31日までの2年9カ月間、第2期が平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間で、指定管理者はいずれも能古見地区振興会でありました。

最後に、平成18年度から平成22年度までの過去5年間における利用状況や収支状況について申し上げます。

最近の団体利用といたしましては、ガタリンピック参加者の宿泊、一般企業の研修・宿泊、登山愛好家の休憩・宿泊、地元保育園の遠足などの場として継続して利用されておまして、過去5年間におきます利用者数は研修室で5,542名、宿泊等で6,483名、合計で1万2,025名でありました。

平成18年度から平成20年度までは利用者が減少いたしまして、平成20年度には指定管理にかかります単年度収支で約500千円の赤字決算となったところでございます。

しかしながら、管理者による自主的なイベントといたしまして経ヶ岳登山、炭焼き体験学習、森の音楽会等や営業宣伝活動等を積極的に行われまして、平成21年度から利用者が増加

をしてまいりまして収入の増加につながりました。

また、並行して管理経費の縮減に努められ、平成21年度以降、収支におきましては、少額であります。収益が出せる運営を行っておられます。

過去5年間における収支状況ですけれども、累計で申し上げますけれども、収入で41,577千円、支出で39,651千円で累計で1,926千円の黒字となっておりますのでございます。

市といたしましても、今後とも情報交換等を密にいたしまして、利用客増となるよう連携を大切にしていきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

6番議員伊東です。ちょっと何点か質問させていただきたいんですけど、先ほどの説明の中で、この公募の中で4団体が説明会の日に来られて、最終的に1団体のみが最終の申し込みということで能古見地区の振興会になったということです。

地元の方が一番わかってらっしゃるという部分ではそうかなと思います。で、過去の決算を見させていただいても、途中ちょっと赤字の部分がありますが、何とか赤字を出さずに経営をされているというところでは、もっと利用していただくほうがいいのかなとは思いますが、この結果はそれでよろしいです。

ただ、この指定管理者の制度についてちょっと御質問をさせていただきます。

この指定管理者、現在、この鹿島市に幾つかございますが、この選定方法として市内の事業者のみとなっているのでしょうか。まずそれをお聞かせください。

○議長（中西裕司君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えします。

現在、鹿島市の公の施設ですね、指定管理者制度を導入している施設は17施設あると思います。すべて市内の地域の団体とか事業者指定管理ということでお願いをいたしております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。17施設、すべて市内の業者と。

先日、新聞等に出ておりました。佐賀市が体育協会、その中の1つの体育館の指定管理を市外の業者に委託をしたと。今後、この鹿島市において、この17施設、鹿島市外からこの応

募があり、そしてそのあたり、市内の業者というのを基本的には優先をしていくのか、市外の業者であっても優秀と感ずることができれば、また地元の方と協調等ができるとするならば、市外の業者も参入が可能なのか、これをお聞きいたします。

○議長（中西裕司君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

指定管理者の導入に当たりましては、各施設ごとに公募をいたしまして応募を受け付けるということになるかと思ひます。原則公募という形で今後も進めていきたいというふうにお思ひしております。

市内、市外につきましては、市外の方を応募に受け付けないというようなことはいたしませんけど、選考過程の中ではそこら辺も含めて選考していきたいというふうにお思ひしております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今、副市長の御答弁でわかりました。

ただ、今17施設ある中で、地元のことは地元の人間が一番知っている、多分そうかもわかりませんが、その施設とその地区の魅力というものは、逆に外から見た人のほうが、その魅力を感じることが大きくなる場合があるわけですね。私が住んでいる浜町の酒蔵通りというところが一番のいい例だと思ひます。ただ、古くなった家屋敷があるだけと思ひていた地元の人間が、今度はいろんな県外の人、旅行社や、それとか大学の教授と、いろんな方からの御支持をいただいて、ここまでなってきたと思ひしております。

今後、先ほど副市長の答弁の中で、選考の中で地元の方を優先ではないが、そのあたりも選考の中に入っていくということですが、今後、すばらしい市外からの事業所等、計画等が出された場合は、平等にですね、またそれもしていただくことが逆にその施設が充実した施設になっていくと思ひますので、それをお願いして質問を終わります。答弁があったらお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

この指定管理者制度につきましては、平成18年4月から導入がされた経過があります。

この導入の目的につきましては、民間の活力の導入、また民間が持つておられるノウハウの導入ということで、指定管理者制度の導入ということで地方自治法の改正がなされて、鹿島市におきまして指定管理者制度を導入しているものでございますので、その形に沿った

形で、そういう目的がございますので、そういうところは参考にしていきたいというふうに思っております。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第59号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。明9日は午前10時から会議を開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時52分 散会